

山辺・県北西部広域環境衛生組合

低入札価格調査制度に係る取扱要領（建設業務編）

（目 的）

第1条 この要領は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が実施する建設工事に係る入札において、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定による低入札価格調査制度の基本的な取扱いを定める。

（適用範囲）

第2条 一般競争入札のうち、組合が総合評価落札方式により発注する案件について、この要領を適用する。

（定 義）

第3条 この要領における建設価格の用語の意義は、前条が適用される組合が実施する建設工事に係る入札において設定した価格（以下「建設価格」という。）を指し、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

（調査基準価格）

第4条 地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の調査の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 調査基準価格は、建設価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その金額が建設価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては建設価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、建設価格に10

分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては建設価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

①直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

③現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

④一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる場合は、契約ごとに建設価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で組合の定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第 5 条 前条第 1 号の①から④の合計額は、千円単位とし、千円未満の金額は切り捨てて処理するものとする。

(入札公告)

第 6 条 この要領が適用される入札に際しては、入札公告において、この要領が採用される旨を周知する。

(入札の執行)

第 7 条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）が行われた場合には、入札者に対して「保留」を宣言し、第 8 条から第 13 条までの手続きにより当該入札価格のうち建設業務に係る価格の適否を判断する。その結果は後日入札者全員に通知する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第 8 条 低入札が行われた場合、組合は、組合施設建設課長、組合総務課長、天理市建築課長及び天理市都市整備課長で構成される調査会（以下「調査会」という。）を組織し、速やかに当該入札者（以下「低入札者」という。）から、調査項目回答書（別紙 1）を徴し、次の各号に定めるところによる調査を行う。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式第1号）
 - (2) 入札価格の建設業務価格内訳書（様式第2号）
 - (3) 下請負契約の予定（様式第3号）
 - (4) 契約対象工事付近における手持工事の状況（様式第4号）
 - (5) 契約対象工事関連の手持工事の状況（様式第5号）
 - (6) 手持資材の状況（様式第6号）
 - (7) 手持機械の状況（様式第7号）
 - (8) 労働者の具体的供給見通し（様式第8号）
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式第9号）
 - (10) 建設副産物の搬出予定（様式第10号）
 - (11) 技術者等の配置計画（様式第11号）
 - (12) 経営状況
 - (13) 信用状態（貸金不払い、下請代金の支払遅延状況等）
 - (14) その他必要な事項
- 2 必要があると認める場合には、組合職員の出席を求めることができる。

（調査委員会の設置及び審議）

第9条 組合は、前条の調査結果の適否を審議するための委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 組合は、前項において設置された調査委員会に調査結果報告書及び審議依頼書（別紙2）に調査項目回答書（別紙1）及び低入札価格調査書（別紙3）を添付して報告し、審議を依頼するものとする。

3 調査委員会は、低入札者に対して、第10条に規定する判断基準に該当するか否かを審議する。

（調査委員会において低入札者の入札価格のうち建設業務に係る価格を適合としない判断基準）

第10条 前条の規定による審議において、低入札者の入札価格のうち建設業務に係る価格を適合としない判断基準は次のとおりとする。

- (1) 調査資料に不備又は記入漏れがあり、調査を行うことができない場合
- (2) 事情聴取等の調査に協力しない場合
- (3) 設計図書の様式等に適合しない場合
- (4) 工事費内訳書の積算根拠が適正でない場合（下請等の見積りが反映されていない場合等）
- (5) 労務単価が地域別最低賃金を下回っていることが判明した場合
- (6) 建設副産物の処理において、搬出先が明確にされない場合、搬出先に産業廃棄物処分業許可証がない場合又は収集運搬者に産業廃棄物収集運搬業許可証がない場合
- (7) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置が義務付けられる工事で、配置予定技術者の資格及び雇用関係が確認できない場合

(選定委員会への報告)

第11条 調査委員会は、第9条において調査委員会で審議された結果を審議結果報告書（別紙4）により組合へ報告する。

2 前項において報告を受けた組合は、その結果を山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱により設置された、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告する。

(調査委員会が適合した履行がされると認めた場合の措置)

第12条 調査委員会において契約の内容に適合した履行がされると認めた場合、当該低入札者の入札価格のうち建設業務に係る価格を有効とし、組合は、選定委員会に報告した後にその旨を入札者全員に通知する。

(調査委員会が適合した履行がされないおそれがあると認めた場合の措置)

第13条 調査委員会において契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めた場合、当該低入札

者の入札価格のうち建設業務に係る価格を有効とせず、組合は、選定委員会に報告した後にその旨を入札者全員に通知する。

(制度の手続き)

第 14 条 この要領における手続きは、別紙 5 のとおりとする。

(落札者に対する取扱い)

第 15 条 調査委員会により第 12 条の規定により契約の内容に適合した履行がされると認められ、選定委員会により評価値が最も高いとされた者に対しては、契約の締結に際し、次のとおりの措置を行うこととする。

(1) 専任の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置が義務付けられている工事において、落札者（共同企業体の場合は、代表者を含む構成員）は、専任の監理技術者等とは別に、入札説明書等に定める参加資格（共同企業体の場合は、代表者の参加資格）と同一の要件を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することを義務付けるとともに、配置予定技術者調書を 1 名分追加し提出することとする。

(契約後の取扱い)

第 16 条 工事の施工にあたっては、監視、監督、検査体制を強化することとし、組合において次のとおりの措置を行うこととする。

(1) 監督員は、調査で提出させた資料等及び調査記録を引き継ぎ、施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。また、下請予定業者に対する項目についても確認する。

(2) 特に施工体制の確認や配置技術者等の専任把握のため、点検を徹底するほか、随時点検を実施する。

附 則

この要領は、平成30年11月 1 日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

別紙1（第8条関係）

調査項目回答書

年 月 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

低入札価格調査の調査項目について次のとおり回答します。

項目	回答
当該価格で入札した理由	様式第1号による
入札価格の建設業務価格内訳書	様式第2号による
下請負契約の予定	様式第3号による
契約対象工事付近における手持工事の状況	様式第4号による
契約対象工事関連の手持工事の状況	様式第5号による
手持資材の状況	様式第6号による
手持機械の状況	様式第7号による
労働者の具体的供給見通し	様式第8号による
過去に施工した公共工事名及び発注者	様式第9号による
建設副産物の搬出予定	様式第10号による
技術者等の配置計画	様式第11号による
経営状況 (決算書：直近2ヵ年分添付)	
信用状態 (貸金不払い、下請代金の支払遅延状況等)	
その他必要な事項	

別紙2（第9条関係）

年 月 日

低入札価格調査委員会委員長 様

山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者

調査結果報告書及び審議依頼書

下記事業について調査を実施したので、別紙のとおり報告しますので、第10条の判断基準により審議をお願いします。

1 事業名

2 添付書類 調査項目回答書（別紙1）
低入札価格調査書（別紙3）

別紙3（第9条関係）

低入札価格調査書

発注担当課	
事業名（工事名）	
建設価格	
調査基準価格	
低入札価格	
低入札者（調査対象者）	
入札年月日	
調査年月日	
予定工期	

年 月 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者 様

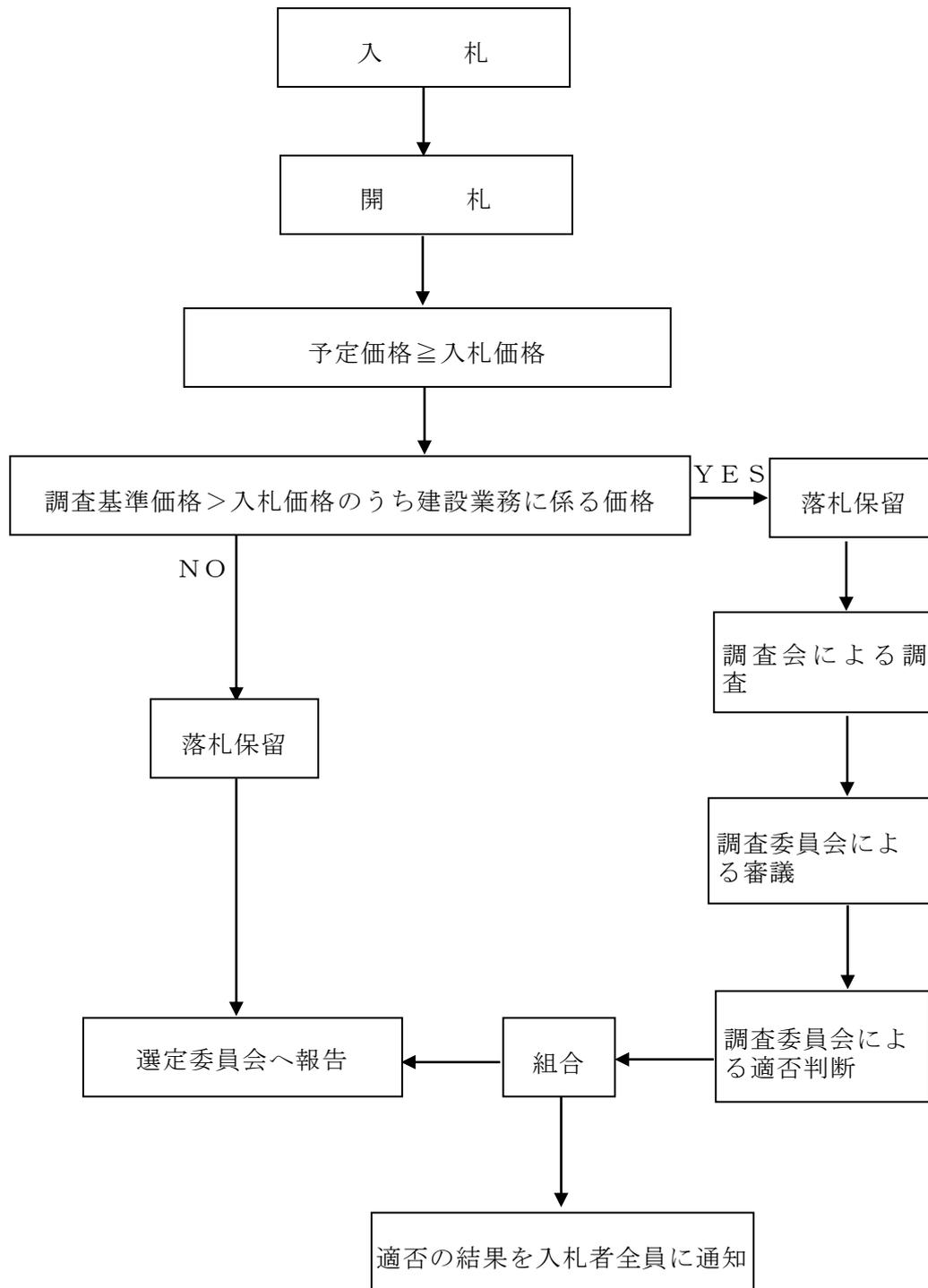
低入札価格調査委員会委員長

山辺・県北西部広域環境衛生組合低入札価格調査制度に係る取扱要領第9条において依頼のあった下記事業について審議した結果、下記のとおりとなりましたので報告いたします。

審議結果報告書

事業名（工事名）	
入札年月日	
建設価格	
調査基準価格	
調査対象者	
意見	
低入札価格調査制度において調査対象者となった当該入札価格のうち建設業務に係る価格を 適当 ・ 不適當 と判断します。	

低入札価格調査制度の手続



様式第1号（第8条関係）
（当該価格で入札した理由）

建設業務低入札価格調査表

入札者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

事業名（工事名）	
事業実施場所	天理市
低 入 札 価 格	

その価格で入札した理由

--

様式第2号（第8条関係）
（入札価格の建設業務価格内訳書）

建設業務価格内訳書

（単位：千円）

工種等	低入札者の建設業務価格内訳書	構成比
直接工事費	(内訳)	
共通仮設費		
現場管理費		
一般管理費等		
合計		100%
備考欄		

- ※1 本表は消費税を含まない。
- ※2 直接工事費については内訳を記載すること。

様式第3号（第8条関係）
（下請負契約の予定）

下 請 負 契 約 の 予 定

（単位：千円）

工 種・場 所	下 請 予 定 業 者		下 請 負 予 定 金 額	備 考
	業 者 名	所 在 地		

※1 下請予定業者について、全て記入してください。

※2 電話番号を備考欄に記入してください。

様式第4号（第8条関係）
（契約対象工事付近における手持工事の状況）

契約対象工事付近における手持工事の状況

（単位：千円）

工 事 名	発 注 者	工 期	金 額	備 考

※同種・同規模の工事について記入してください。

様式第6号（第8条関係）
（手持資材の状況）

手 持 資 材 の 状 況

（単位：千円）

品 名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での 使用予定量	不足数量の 手当方法	備 考

※主要なものについて記入してください。

様式第10号（第8条関係）
（建設副産物の搬出予定）

建設副産物の搬出予定

建設副産物	数量	搬出予定先	受け入れ価格	備考

※当該工事で発生する、全ての建設副産物について記入してください。
（例）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土

様式第11号（第8条関係）
（技術者等の配置計画）

技術者等の配置計画

区 分	氏 名	資 格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者				
主任技術者				

※建設工事発注仕様書及び建設工事請負契約書（案）に規定する技術者について記入してください。